

「ふるさと納税（寄附）」とは？

Q ふるさと納税（寄附）の仕組みについて教えてください。

A 「ふるさと納税」とは、応援したい都道府県・市区町村に1年間に2,000円を超える寄附をした場合、自分の住所地の税金（所得税・個人住民税）が軽減される制度です。

【例】年収700万円の給与所得者〔夫婦（配偶者控除あり）子どもなし〕
ふるさと納税を30,000円すると2,000円を除く28,000円（所得税＋住民税）が税額控除されます。そして、寄附先によっては特産品がもらえます。

▶ ふるさと納税の税額軽減の目安（上記例のケース）

寄附金額	控除額			自己負担額
	所得税	住民税	合計	
10,000円	1,634円	6,366円	8,000円	2,000円
30,000円	5,718円	22,282円	28,000円	2,000円
50,000円	9,802円	38,198円	48,000円	2,000円
100,000円	20,012円	77,988円	98,000円	2,000円
120,000円	24,096円	86,100円	110,196円	9,804円

※ 所得金額や寄附金額により軽減税額が異なります。

税金の控除を受けるためには、ふるさと納税（寄附）をした翌年に住所地の税務署に確定申告をすることが必要（原則）です。

▶ ふるさと納税ワンストップ特例

確定申告が不要な給与所得者等は、ふるさと納税先の自治体数が5以下の場合に限り、ふるさと納税先の自治体ごとに申請することにより確定申告をしなくてもワンストップでふるさと納税の寄附金控除が受けられます。

なお、このワンストップ特例は所得税の軽減分を含んで翌年度6月以降の住民税から軽減されます。

※ 1. 給与所得者、年金所得者、自営業者等で確定申告をする人（医療費控除、初年度の住宅ローン控除などの適用を受ける人を含みます）または、確定申告しなければならない人はワンストップ特例の対象になりません。

2. ふるさと納税とは別の団体（日本赤十字社など）に寄附をした場合は、確定申告をすることにより寄附金控除が適用されますので、ワンストップ特例の対象になりません。

・ふるさと納税の仕組み（原則）

① ふるさと納税（寄附）の
申込・実行



② 受領書

③ 確定申告



④ 所得税の
還付

納税者

税務署

⑤ 住民税軽減
（翌年度）



住まいのある
市区町村

※ ワンストップ特例の適用を受け
る場合は確定申告が不要です。

（ワンポイントアドバイス）ふるさと納税で所得税・住民税が軽減！